

教 義 第 705 号
平成 28 年 7 月 11 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
国立大学法人北海道教育大学長 様
各北海道教育大学附属学校長
各 国 立 高 等 専 門 学 校 長
各 私 立 学 校 長

北海道教育委員会教育長

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。今回の省令改正により、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部を含む。）が使用する教科書の文部科学大臣に対する需要数の報告期限が延長されましたが、その趣旨に十分留意の上、本年度の教科書採択に係る事務を執り進めていただくようお願いいたします。

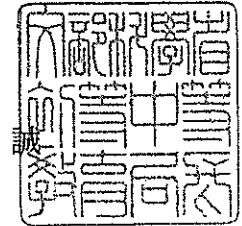
（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）
（学校教育局義務教育課義務教育グループ）
（学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ）



28文科初第524号
平成28年7月6日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
殿
附属学校を設置する各国立大学法人の長
学校設置会社の学校を所轄する構造改革特別区域
法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を
改正する省令の公布、施行について（通知）

今般、高等学校用教科書を発行する特定の教科書発行者が、自らが発行する教科書を使用する高等学校に対して教材を無償で提供していたことが明らかになったことを受けて、現在、関係の教育委員会等に対して採択結果への影響の有無等について調査を依頼しているところです。

また、高等学校用教科書を発行するその他の教科書発行者に対しても、同様の行為がなかったかについて内部調査の実施を要請しているところであり、当該内部調査の結果については、7月下旬を目途に、関係の教育委員会等に対して情報提供を行い、調査を依頼することとしています。

「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年3月31日付け初等中等教育局長通知）において通知したとおり、教科書採択は、採択権者（公立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会、国立学校及び私立学校にあっては当該学校長）の権限と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であり、このことが全ての学校段階における教科書の採択について当てはまるものであることは言うまでもありません。

このため、平成29年度に高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部において使用する教科書の採択に当たっては、上述の調査結果も踏まえて、採択権者により慎重に審議された上で採択が行われることが不可欠であり、とりわけ、公立の高等学校において使用する教科書については、各学校からの希望を踏まえつつも、採択権者である教育委員会が、その責任を十分に果たした上で採択を行うことが必要となります。

これらを踏まえて、今般、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）の一部を改正し、平成29年度にこれらの学校において使用する教科書について、現在、9月16日とされている翌年度の需要数の報告期限を、平成28年10月31日とすることとしました。

については、省令改正の概要と留意事項を下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、本年度の教科書採択に係る事務に遺漏のないようお取りはからいください。また、採択の公正確保の徹底とともに、採択結果等について保護者や地域住民等に対して、十分な説明責任を果たすことができるよう併せてお願いします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、今回の省令改正の趣旨等について周知をお願いします。

記

第一 省令改正の趣旨・概要

今般の省令改正は、教科書発行者により、高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為が行われていたことが明らかとなったことを受けて、現在、教科書発行者及び教育委員会等において行われている調査結果も踏まえて、採択権者が慎重に審議を行った上で、その権限と責任により、公正に教科書採択を行うことができるよう、平成29年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）において使用する教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書をいう。以下同じ。）について、都道府県教育委員会から文部科学大臣に対する需要数の報告期限を、平成28年9月16日から同年10月31日とするものであること。

第二 留意事項

1. 需要数の報告期限が延長される教科書の範囲

- 今般の省令改正により、需要数の報告期限が平成28年10月31日となるのは、平成29年度に高等学校において使用する教科書であること。
特に教育課程の基準の特例等を活用することにより、高等学校において使用する義務教育諸学校用教科書についても、需要数の報告期限は平成28年10月31日となることに留意すること。

※ 平成29年度に義務教育諸学校において使用する教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第14条第1項及び教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条の規定に基づき、平成28年8月31日までに採択を行い、同年9月16日までに都道府県教育委員会から文部科学大臣に対して需要数を報告しなければならない。

2. 省令改正に伴い必要となると考えられる措置

- 都道府県教育委員会においては、高等学校において使用する教科書の需要数の文部科学大臣に対する報告期限が10月31日となることを踏まえて、高等学校を設置する域内の市町村教育委員会並びに国立の高等学校及び私立の高等学校の長から都道府県教育委員会に対する同教科書の需要数の報告期限を適切に見直すこと。

その際、今般の省令改正が、採択権者が慎重に審議を行った上で、その権限と責任により、公正に教科書採択を行うことができるようにすることを目的としていることに十分に留意すること。

- 採択権者においては、上述の調査結果も踏まえ、保護者や地域住民等に対する説明責任の観点からも十分に審議を行った上で、生徒が学校の授業や家庭における学習活動において使用する教科書として最も適切なものを採択するよう努めること。

特に、上述の「教科書採択における公正確保の徹底等について」において通知したように、公立の高等学校において使用される教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択が行われるようなことがないよう留意すること。

3. その他

- 本年6月28日に株式会社大修館書店から報告のあった不公正な行為については、同日付けで該当の教育委員会等に対して情報提供を行ったところであるが、高等学校用教科書を発行するその他の教科書発行者に対しても、7月15日までに内部調査の結果を報告するよう求めているところであり、同報告についても7月下旬を目途に該当の教育委員会等に対して情報提供を行う予定であること。
- 教科書事務執行管理システムを用いた具体の事務処理に係る留意事項については、都道府県教育委員会宛に事務連絡を別途送付する予定であるので、当該事務連絡を参照の上、事務処理に当たること。

【担当】

(省令改正、採択に関すること)

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

(需要数報告に関すること(システム関係含む。))

文部科学省初等中等教育局教科書課調査係
電話 03(5253)4111 内線 2413

○文部科学省令第二十九号

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号）第七条第二項の規定に基づき、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月六日

文部科学大臣 馳 浩

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

第三十一条 平成二十九年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に

において使用する教科書に係る第十四条の教科書需要集計一覧表の提出期限は、同条の規定にかかわらず、平成二十八年十月三十一日とする。

第三十二条 削除

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）

改正案	現行
<p>第十三条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、教科書需要票を別に定める様式により作成して、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第十四条 都道府県の教育委員会は、前条の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>第三十一条 平成二十九年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書に係る第十四条の教科書需要集計一覧表の提出期限は、同条の規定にかかわらず、平成二十八年十月三十一日とする。</p> <p>第三十二条 削除</p>	<p>第十三条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、教科書需要票を別に定める様式により作成して、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第十四条 都道府県の教育委員会は、前条の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>第三十一条及び第三十二条 削除</p>

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令案 参照条文 目次

○教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）	1
○教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）	3

○教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）

第一条 教科書の発行に関する臨時措置法（以下「法」という。）第三条の規定によつて、教科書の表紙に記載する「教科書」の文字は、「文部科学省検定教科書」又は「文部科学省著作教科書」として用いるものとする。

第二条 法第四条の文部科学大臣の指示する時期については、これを告示する。

第三条 法第四条による教科書の書目の届出は、別記様式によりこれを行うものとする。

第四条 都道府県の教育委員会は、数個の地域において教科書展示会を開催することができる。

第五条 教科書展示会は、六月一日から七月三十一日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

2 前項の指示は、告示をもつてこれを行う。

第六条 教科書展示会の出品教科書に対しては、その取扱上の差別をしてはならない。

第七条 文部科学大臣は、法第六条第一項の目録を、教科書展示会開催日の二週間前までに、都道府県の教育委員会に送達するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、法第六条第二項に基いて、前項の目録を教科書展示会開催の前に配布するものとする。

第八条 法第六条第三項によつて教科書の見本を出品しようとする者は、教科書展示会開催の日の二週間前までに、都道府県の教育委員会に、見本を届けなければならない。

2 前項の見本が、次条第一項によつて都道府県の教育委員会に保存されているものと同じであるときは、保存本をもつてこれに代えるものとする。

3 前項の場合には、発行者は、その旨を文部科学大臣及び都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

第九条 都道府県の教育委員会は、出品教科書を一年間保存しなければならない。

2 前条第三項の通知があつたときは、都道府県の教育委員会は、保存本を出品するものとする。

第十条 教科書展示会は、一般にこれを公開することができる。

第十一条 都道府県の教育委員会は、展示会の開催時期、場所等を周知徹底させなければならない。

第十二条 削除

第十三条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、教科書

需要票を別に定める様式により作成して、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

第十四条 都道府県の教育委員会は、前条の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに

文部科学大臣に提出しなければならない。

第十五条 削除

第十六条 削除

第十七条 法第九条によつて、他の発行者に発行の指示をしたときは、文部科学大臣は、その旨を告示するものとする。

第十八条 発行の指示を承諾した者は、すみやかに製造工程に関する予定計画書、供給計画書及び定価の算出書を文部科学大臣に提出し、定価の

算出書については、その承認を経なければならない。

2 前項の書類に変更を加える必要が生じたときは、発行者は、理由を添えて、計画書については文部科学大臣に届け出、算出書についてはその承認を求めることができる。

3 文部科学大臣は、第一項の計画書（前項の規定により変更の届け出があつたものを含む。）に不相当と認める箇所があるときは、その変更を命ずることができる。

4 第一項の書類に記載すべき事項は、文部科学大臣の指示するところによる。

第十九条 削除

第二十条 第十八条第一項の算出書（同条第二項の規定により変更の承認の求めがあつたものを含む。）について、文部科学大臣の承認があつたときは、算出書の価格を法第十一条の定価とする。

2 前項の定価は、これを告示するものとする。

第二十一条 発行者は、教科書を、その供給計画書に記載した時期までに供給しなければならない。

第二十二条 供給する教科書用の紙、印刷及び製本は、出品した見本と同等のものでなければならない。

第二十三条 発行者は、用紙及びその他の資材の入手状況、その在庫量、使用量を明らかにしなければならない。

2 発行者は、在庫教科書の保管に注意し、その供給状況を明らかにしなければならない。

第二十四条 文部科学大臣は、必要に応じて、発行者に、用紙その他の資材の入手、保管、消費の状況又は教科書の製造、供給の状況について報告を求め、あるいは職員を派してそれらを調査し、又はそれらに関する帳簿書類の提示を求めることができる。

第二十五条 法第十二条の有価証券は、これを国債又は文部科学大臣が適当と認める金融債とする。

第二十六条 保証金納付の時期までに定価が未定であるときは、文部科学大臣の指示する予定定価によつて、保証金を納めるものとする。

2 前項の定価が決定したとき又は定価に変更のあつたときは、その差額をすみやかに清算しなければならない。

第二十七条 発行者が第十八条から第二十四条までの義務を履行したときは、納付の保証金は、請求の日から一箇月以内に、これを返還しなければならない。

第二十八条 文部科学大臣が法第十四条又は第十五条に基く処分をしたときは、理由をつけて告示するものとする。

第二十九条 削除

附 則

第三十条 この省令は、公布の日から、これを施行する。

第三十一条 削除

第三十二条 削除

○教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）

第二条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

2 この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

第八条 文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。

第九条 文部科学大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一 需要数が教科書の発行に不十分なとき。

二 発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不相当と認められるとき。

三 発行者が文部科学大臣の指示した発行を引き受けないとき。

四 第十四条又は第十五条の規定により発行の指示の全部又は一部を取り消したとき。

五 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

第十条 発行の指示を承諾した者は、文部科学省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3 文部科学大臣は、必要に応じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

第十一条 教科書の定価は、文部科学大臣の認可を経なければならない。